

第5次岩倉市総合計画

基本構想・基本計画総論（案）

目 次

Ⅱ 基本構想	1
第1章 めざすべき市の姿	1
1 将来都市像	1
2 基本理念	2
第2章 まちづくりの基本目標と施策	4
Ⅲ 基本計画総論	8
第1章 将来人口	8
1 人口の動向	8
2 将来人口・世帯数	8
第2章 土地利用方針	10

Ⅱ 基本構想

第1章 めざすべき市の姿

1 将来都市像

五条川の悠久の流れとともに、
先人たちが積み重ねてきた、有形・無形のまちの歴史や文化。
これらが、人と人とを結び、つながりを広げながら、
まちへの誇りや愛着が持て、
子どもも大人も、だれもが、健幸^{※1}に、
いつまでも住み続けたいと思えるまち、住んでみたくなるまちを
みんなで力を合わせながら共に育んでいくことを展望して、

健康で明るい緑の文化都市

を将来都市像とします。

これは、1975年（昭和50年）以来45年間、本市の普遍的なあるべき姿を表す都市像であり、新しい時代に対応して今後とも継承・発展させていくものです。

健康

市民一人ひとりが体も心も健やかな状態で幸せに暮らせるように、
市民の暮らしを取り巻く生活環境や自然環境が良好な状態であるように

・・・という想いが込められています

明るい

絆で結ばれた温もりのある明るい家庭、明るい地域社会にやさしく包まれて
市民一人ひとりが尊重され、まちの主役となって自分らしく明るく輝けるように

・・・という想いが込められています

緑

市民共有の財産である五条川と桜、そして周りの田畑。
身近な自然から地球を考え、多様な自然を守り育てることで、
いつまでも私たちの暮らしにうるおいとやすらぎを与えてくれるように

・・・という想いが込められています

文化

山車やお祭り等の地域固有の伝統文化、
市民の力で育まれ、日々の暮らしに根付いた音楽などの身近な生活文化、
多様な文化に親しみ、実践することで心豊かで創造的なまちであるように

・・・という想いが込められています

※1 「健幸」は、「健康で幸せ」な状態を表す造語です。健幸という言葉には、だれもがいつまでも体も心も健康でいきいきと幸せになれるまちをみんなで育んでいこうという思いが込められています。

2 基本理念

【長年にわたって積み重ねてきた市民・行政の協働のまちづくり】

昭和の時代から始まり、30 年を超えて今なお綿々と続く五条川の水辺を守り育てていく活動、音楽を通して人の輪が広がった音楽のあるまちづくり活動、市民参加による多彩公園づくりなど“協働”という言葉が世の中にまだ広まっていなかった時代から岩倉市では市民・行政の協働によるまちづくりを進めてきました。

その後、2001 年度（平成 13 年度）にスタートした第 3 次岩倉市総合計画では、“協働”を前面に押し出した「豊かな心と協働による成熟した市民社会をめざす」を基本理念として掲げ、市民と行政との協働によるまちづくりを展開しました。

そして「市民まちづくり会議」など多様な市民参加を通じて策定し、2011 年度（平成 23 年度）にスタートした第 4 次岩倉市総合計画では、次の段階の協働のあり方を展望して、「多様な縁で創る『役立ち感』に満ちた市民社会をめざす」をまちづくりの基本理念として掲げ、自治基本条例や市民参加条例の制定といった市民参加と協働の仕組みを作り、協働のまちづくりを深めてきました。

1993 年度	・市民と市職員による研究・提言の取組「行政の文化化研究会」がスタート
1997 年度	・「分権時代の自治－市民・行政“協働によるまちづくり”」をテーマに「行政の文化化土曜講座」を連続講座形式で実施
2001 年度	・第 3 次岩倉市総合計画で市民自ら主体的に取り組む「市民地域づくりプラン」や市民と行政が協働で行うパートナーシップ型施策を位置づけ推進
2002 年度	・ボランティア国際年を契機に、市民参加で「岩倉市市民活動支援計画」策定
	<市民活動発展期> 岩倉の水辺を守る会、岩倉ナチュラリストクラブなど以前から活動する団体に加え、いわくら塾、いわくら・ユニバーサルデザイン研究会、NPO 法人イキイキライフの会、岩倉五条川桜並木保存会など新たな団体も増え活動の幅を広げた時期
2010 年度	・旧公民館を改修した市民プラザ内に「市民活動支援センター」を設置
2011 年度	・市民、市民活動団体、地域団体、事業者、行政の責任と役割を明確にし、協働によるまちづくりを推進するため、「岩倉市市民協働ルールブック」を作成
2012 年度	・本市の最高規範であり自治のルールとなる「岩倉市自治基本条例」の制定
2015 年度	・市民参加と協働のまちづくりのルールとなる「岩倉市市民参加条例」の制定

【市民参加・協働の進化 － マルチパートナーシップへ】

情報化の進展やこれまでにない様々なサービス提供が受けられるなど、着実に向上してきている暮らしの利便性が高まる一方で、「無縁社会」「孤立社会」という言葉に象徴されるような人のつながり・絆の希薄化が進んでいると言われてきました。

さらに、近年では、支援・介護の必要性が高まる 75 歳以上の高齢者が急増する形で高齢化が進行する中、晩婚化や出産年齢の高齢化、核家族化といった複数の事象を背景に生じている子育てと介護を同時に背負わなくてはならない「ダブルケア問題」、若者の引きこもりの長期化によって同居する親が高齢者になり、収入面や介護面などの問題が発生する「8050 問題」といった、複合化・複雑化した社会問題も顕在化しつつあります。

こうした状況を踏まえると、第 4 次岩倉市総合計画の基本理念であった「多様な縁で創る『役立ち感』に満ちた市民社会」は、これからのまちのあり方を展望していく上で、今後も継承・発展していくべき理念であると考えられます。

新型コロナウイルス感染症や各地で大きな被害をもたらしている豪雨災害などに対応する危機管理の必要性や、先進諸国も経験したことのない人口減少・超高齢社会に対応しながら、持続的な発展をめざしていくためには、行政だけで満たすことのできない民間のノウハウや経済力をこれからのまちづくりに取り入れていくことが求められます。

このため、これまでの市民と行政との協働はもとより、市民同士の協働や地縁的な組織と NPO 等の志縁的な組織との協働に加えて、民間事業者と行政との協働、民間事業者と市民の協働といった、これまで以上に多様な主体が役割を分かち合いながら協働してまちづくりを進めていく“マルチパートナーシップ”を“多様な縁”の進化系の協働概念と捉え、その実現をめざしていくものとします。

また、自分を大切に思う自尊心・自己肯定感の育みにもつながる“役立ち感”の進化系の概念として、「役立っていると感じられる場所」「ありのままでいられる場所」という意味を含めた“居場所”を新たに掲げていくものとします。

そして、性別や年齢、国籍、文化・習慣など様々な違いを乗り越えて、誰もが尊厳ある個人として尊重され、共に支え合いながら活躍できる社会、自然と調和した環境にやさしい暮らしなど、多様性が尊重され包摂される“共生社会”をめざしていくものとします。

以上のとおり、第 4 次総合計画の基本理念である

「多様な縁で創る『役立ち感』に満ちた市民社会をめざす」を継承しつつ、その発展形の協働のあり方を展望して

基本理念

マルチパートナーシップによる 誰もが居場所のある共生社会をめざす

をこれからのまちづくりの基本理念とし、
普遍的な将来像「健康で明るい緑の文化都市」の実現をめざします。

第2章 まちづくりの基本目標と施策

基本理念を具現化し、本市の普遍的な将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」を実現するため、次のように、5つの基本目標を設定し、これらの基本目標を柱として基本施策を位置づけます。

基本目標1 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち（健康・福祉）

生き生きと健やかに暮らすためには、心身ともに健康であることが必要です。高齢者や障がいのある人をはじめ市民のだれもが健康で、住み慣れた地域で互いに思いやり・支え合い・助け合いながら、市民一人ひとりがいつまでも元気で充実した生活を送ることができる社会環境をつくれます。

また、各種社会保障制度の適正運用や普及啓発を図るなど、生活に困り事が生じたとしても安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

- 施策1 母子の健康づくり
- 施策2 成人の健康づくり
- 施策3 医療・感染症予防
- 施策4 地域福祉
- 施策5 高齢者福祉・介護保険
- 施策6 障がい者（児）福祉
- 施策7 生活困窮者支援

基本目標2 個性が輝き心豊かな人を育むまち（子育て・教育・文化・スポーツ）

子どもは次代を担うまちの宝であり、一人ひとりの子どもたちが安心感に包まれながら成長できる家庭環境と地域社会をつくることが大切です。また、学ぶことにより、生きがいやたくましく生きる力が育まれ、市民一人ひとりが夢と希望を持って自分らしく充実した人生を送ることができます。学校教育や子育て支援を通じて、共に学び合い、考える力・生きる力と豊かな心を育むなど将来世代を担う子どもたちの確かな学びと健やかな育ちを促しています。

また、子どもに限らず様々な世代の人たちが生涯を通じて楽しみながら学び、気軽に文化・芸術活動やスポーツに親しみながら自己実現を図り、社会貢献につなげることができるような環境づくりを進めます。

- 施策8 子育て・子育て支援
- 施策9 学校教育
- 施策10 生涯学習
- 施策11 市民文化活動
- 施策12 文化財の保護・継承
- 施策13 スポーツ

基本目標 3 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち（都市基盤・産業）

日々の暮らしを便利で快適に過ごせるようにするため、利便性が高く安全・快適な交通環境、良好な都市基盤や質の高い住環境を整備するなど、市民のだれもが便利で快適、安全な生活を享受しながら暮らせるまちづくりを進めます。

また、まちの成長力の源となる地域産業の活性化を図るために、農業や商工業といった地域産業の活性化とそれによる雇用の促進、さらに交通利便性や特色ある地域資源を生かした観光や交流の推進により、活力とにぎわいあふれるまちづくりを進めます。

施策 14 移動環境

施策 15 市街地

施策 16 住環境形成

施策 17 上下水道

施策 18 農業

施策 19 商工業

施策 20 観光・交流

基本目標 4 環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち（環境・防災防犯）

本市のシンボルである五条川の美しい流れや桜並木、社寺林、田園風景など、本市の身近な自然の恩恵を享受し、うるおいのある生活を送ることができるように、身近な自然環境の保全を図るとともに、地球環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境をつくります。

また、防災対策や消防・救急体制を充実するとともに、市民をはじめとした関係機関との協働により犯罪や交通事故などを発生させない取組を推進し、安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成します。

施策 21 水辺環境の整備・活用

施策 22 緑と公園

施策 23 総合的な環境政策の推進

施策 24 廃棄物・リサイクル

施策 25 防災・浸水対策

施策 26 消防・救急

施策 27 防犯・交通安全

基本目標 5 協働と自治による持続可能なまち（協働・行財政運営）

超高齢社会に耐えられる、人と人のつながりがあり、あたたかで愛着のある持続可能な地域社会を形成するため、行政区や町内会といった地域自治組織の活性化と活動の充実を図ります。

また、まちづくり団体やNPO等の活動支援・民間事業者との連携などにより、市民協働がより一層進んだ協働と自治のまちづくり、多様な人々が共に支え合って平和に暮らせるまちづくりを進めます。

さらに、限られた財源の中にあっても、市民と行政との協働を越えたマルチパートナーシップにより、公共施設の長寿命化・再配置計画の実行などの地域課題に的確に対応しつつ、市民の満足度が高い計画的で効果的・効率的で開かれた行財政運営、将来の世代に負担を課すことのない持続可能な都市経営に努めます。

施策 28 市民協働・地域コミュニティ

施策 29 平和・共生

施策 30 情報発信・情報共有

施策 31 行政経営・財政運営

施策 32 組織・人事マネジメント

Ⅲ 基本計画総論

第1章 将来人口

1 人口の動向

本市の人口は、1960年（昭和35年）には14,431人でしたが、高度経済成長を背景とした都市圏への人口集中、岩倉団地の建設等により人口は急激に増加し、1975年（昭和50年）には41,935人となりました。

その後、1993年（平成5年）に地下鉄鶴舞線と名鉄犬山線の相互乗り入れが開始され交通利便性が一層向上したことなどに伴い、1990年代前半には一時、転入が転出を上回る社会増に転じたものの、社会減の傾向が続いています。その一方で、これを上回る形で自然増が続いてきた結果、1985年（昭和60年）以降は一貫して人口が増加傾向にあり、2005年（平成17年）には47,926人となりましたが、リーマンショックを期に一旦は人口減少に転じ、2010年（平成22年）には47,340人まで落ち込みました。ところが、その後の経済環境の回復を受けて再び人口は微増傾向に転じ、2020年（令和2年）には47,934人（※推計値）となっています。

今後の経済動向や土地政策等人口に影響を与える社会経済的要因については不透明な部分もありますが、既に後期高齢者が前期高齢者数を上回るような状況もみられる中で、仮に政策的な対応がないままに推移した場合、本市の人口は、2020年（令和2年）をピークに減少に向かい続けていくことが予測されます。

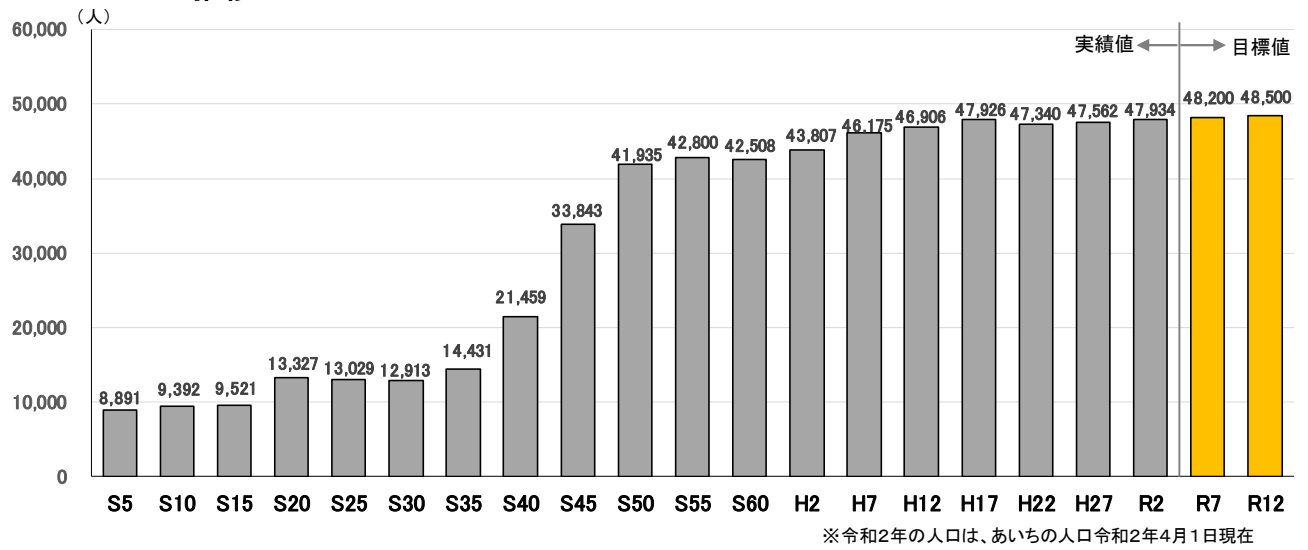
こうした厳しい状況が予想されますが、将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」の実現をめざして、本市が有する地理的・交通条件の優位性を最大限に生かし、魅力と活力のある質の高い生活都市づくり、子育て世代に選ばれ、住み続けたいくなるまちづくりに向けた各種施策・事業を政策的に推進することによって、2030年度（令和12年度）の人口は、現状維持ないしは微増傾向で推移するものと予想されます。

2 将来人口・世帯数

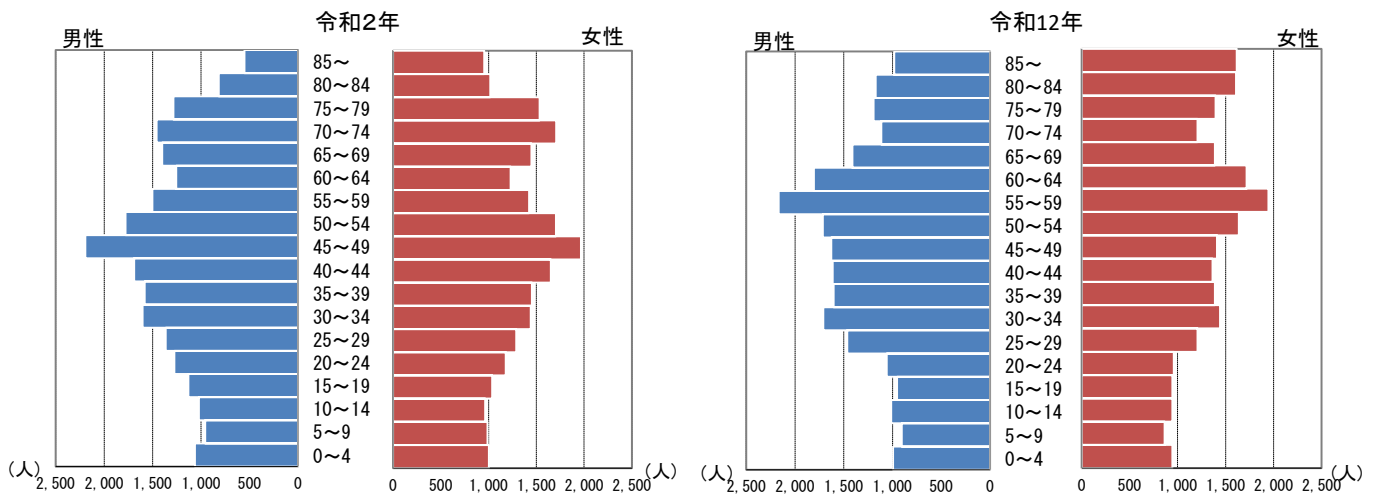
今後の各種施策・事業の推進による政策的な人口増加要因を加味し、本計画の目標年度である2030年度（令和12年度）の人口を48,500人、世帯数を23,400世帯に設定します。

そして、市制を施行して半世紀を迎える成熟都市としてふさわしい将来人口50,000人をめざして、本市が将来にわたって持続的に発展していくために求められるハード・ソフト両側面から都市の礎（土台）を築いていくものとします。

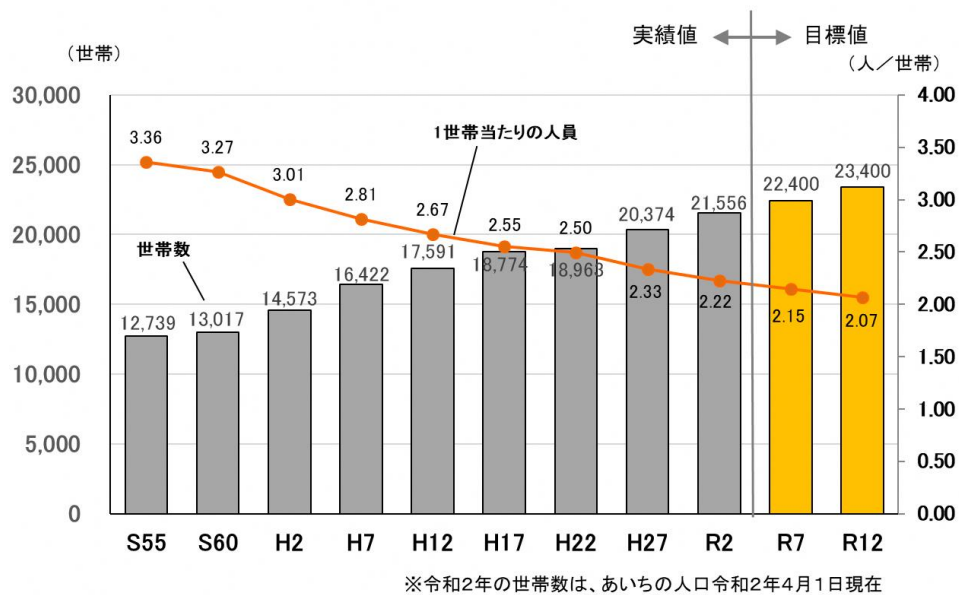
■ 人口の推移



■ 人口ピラミッド



■ 世帯数の推移



第2章 土地利用方針

安全で快適な市民生活と活力があり持続的な社会経済活動を将来にわたって営むためには、限られた市域をいかに保全しながら開発・整備していくのか、広域的な視点や社会経済状況の潮流をとらえながらその方針を定め、効率的で秩序ある土地利用を計画的に実現していかななくてはなりません。

本市の成り立ちや自然条件、地理的条件、今後の土地利用の動向などを踏まえ、将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」の実現をめざし、以下に示す7つのゾーン区分とにぎわい拠点、うるおい健康軸を設定し、それぞれの区分ごとに土地利用の誘導・整備・保全などの方針を定めます。

① 住宅ゾーン

市街化区域内の住居系の用途地域が既に指定されている区域を、居住空間の向上と歩いて生活できるまちづくりを推進する住宅ゾーンとして位置づけます。

当該ゾーンは、既に多くの住宅によって占められていますが、中には小規模な開発によって住宅地整備が行われた地区も散見されることから、こうした住宅地では、居住環境と防災機能の向上を図るため、計画的な道路整備や未利用地の活用を進めます。また、ゾーン内に残されている社寺林、史跡等については、貴重な地域資源として保全と有効活用に努めます。さらに、幹線道路沿道等商業施設が立地している所については、駐車場の確保など居住環境や円滑な交通に影響がない形での適正な商業・サービス施設の誘導に努めます。

一方、岩倉駅の徒歩圏を中心に今後も中高層マンションの建設が進むことが予想されますが、世代バランスのとれた人口構成に寄与する良好な住宅ストックの形成の観点から適正な開発・建設の誘導に努めます。また、既に建設された中高層マンションについては、将来にわたっても良質な住宅ストックとしていくため、維持・管理・更新投資が適正に行われるよう支援に努めます。

大山寺駅と石仏駅周辺については、南北それぞれの地域の玄関口としてふさわしい秩序ある市街地の形成と交通結節機能の充実に努めます。

② 商業ゾーン

本市の玄関口ともいえる岩倉駅を中心とする区域と既存の商業施設が立地している地区を商業ゾーンとして位置づけます。

岩倉駅を中心とする区域のうち、岩倉駅東地区については、2009年（平成21年）の北街区市街地再開発事業の完了により駅直近の木造密集住宅地の解消と駅前広場の整備は進みましたが、駅前広場から岩倉街道を経て五条川に至るエリアについては、狭あいな道路と都市計画道路桜通線整備等のための用地買収が進んだことによる未整備の土地が広がっている状況です。

そこで、名古屋駅から最短11分でアクセスできるという好立地条件を最大限に生かし、面整備や街路整備も視野に入れながらマンション等の開発・整備を誘導し街なか居住を推進することによって、転入人口の喚起と買物需要を誘発させ、それに伴って必要となる商業機能をはじめとした多様な都市機能の整備・誘導を図っていくものとします。また、都市計画道路の整備による交通の円滑化を図りつつ、観光交流を推進することで中心市街地の再生と賑わいの創出を図ります。

一方、岩倉駅西地区については、かねてより駅前広場や駅前街路が整然と整備されており、平

成の時代に入ってからマンション建設が進んだことにより都市らしい景観になっているものの、近年は、商業・業務施設の衰退が進んでいることから、今後は、岩倉駅東地区における開発・整備と連携させながら、うるおいのある都市空間の形成と賑わいの創出に努めます。

③ 工業ゾーン

既に工業地域の用途指定が行われており、ある程度まとまった形での工業集積がみられる区域に加えて、産業振興と計画的な工業立地を図るために新たに整備している川井野寄工業団地の開発区域を工業ゾーンとして位置づけます。

当該ゾーンは、地域経済をけん引する役割を有しており、今後とも引き続き公害防止や緑化推進等の周辺環境対策に対する指導に努めるなど、居住環境や自然環境と調和した工業的な土地利用を維持します。また、本市の産業振興や雇用力の増大に寄与する優良な企業の誘致を進めます。

④ 住宅農地共存ゾーン

市街化調整区域内の農村的集落の様相が残されている区域を住宅農地共存ゾーンとして位置づけ、無秩序な宅地化の拡大を抑制し、周辺に広がる農地との調和・共存に努めます。また、伝統的・歴史的な環境要素や農的な自然空間特有の多様な生物の生息環境の保全に配慮しながら、安全で快適な生活基盤を整えるなど、良好な居住環境の形成に努めます。

⑤ 農地保全ゾーン

農用地区域に指定されているなど農業振興を図るための優良な農用地によって大半が占められている区域を農地保全ゾーンとして位置づけます。

当該ゾーンでは、新鮮な食料の生産・供給機能をはじめ、環境保全機能やレクリエーション機能、教育・文化機能など農業・農地の有する多面的な公益機能を活用した質の高い都市環境の形成を実現するため、都市的な土地利用との調整を図りつつ、農地の保全及び遊休農地の解消を図ります。そのため、営農環境の維持・向上や農地の利用集積による農業の効率化に努めるとともに、市民農園など市民の憩いや生きがいの空間としての有効活用を進め、農家でない市民も参加する形での農地保全と地産地消による地域農業の振興を図ります。

⑥ 住居系拡大検討ゾーン

住居系の市街化区域の拡大を検討する区域を住居系拡大検討ゾーンとして位置づけます。

このゾーンは、土地所有者の合意形成など諸条件が整った所から土地区画整理事業や地区計画による都市基盤整備を進め、順次市街化区域に編入していくことを検討し、良好な住宅市街地形成を図ります。

⑦ 産業系拡大検討ゾーン

市街化調整区域であるものの川井野寄工業団地に続き本市の産業振興や雇用力の増大に寄与する工業系などの優良な企業の誘致を図るべく用地開発を検討する区域を産業系拡大検討ゾーンとして位置づけます。

具体的には、一宮インターチェンジから近距離にある川井町検討区域と小牧インターチェンジから近距離にある八剣町検討区域を当該ゾーンに位置づけ、農業的土地利用や生物多様性との調和・共存を図りつつ、環境にやさしく本市の産業活性化及び雇用力の向上につながる優良な企業の誘致に努めます。

⑧ にぎわい拠点

商業ゾーンのうち、本市の玄関口ともいえる岩倉駅を中心とする区域とほぼ同じエリアをにぎわい拠点として位置づけ、マンション等の開発・整備を誘導することによる転入促進とそれに伴う買物需要の誘発を通じて商業機能をはじめとした多様な都市機能の整備・誘導を図っていくものとします。また、岩倉駅から五条川を結ぶ都市計画道路桜通線の沿線付近に、様々なイベントが開催できる広場の整備を進め、年間を通じて常に人が集い、交流することのできるにぎわいづくりを進めます。

⑨ うるおい健幸軸

本市の貴重な自然資源である五条川を「うるおい健幸軸」として位置づけます。

五条川ではこれまで、桜並木の保全・再生、橋の修景整備や親水性の高い広場や休憩所の整備、親水護岸の整備といった多自然川づくりのほか、近年では、健やかで楽しく続けられる運動習慣づくりのために「五条川健幸ロード」を整備してきました。こうした五条川の親水空間を活用し、市街地における緑豊かな環境を創出するとともに、市民の交流と健康増進を図るための環境整備と利用促進に努めます。

【土地利用方針図】

凡 例	
	住宅ゾーン
	商業ゾーン
	工業ゾーン
	住宅農地共存ゾーン
	農地保全ゾーン
	住居系拡大検討ゾーン
	産業系拡大検討ゾーン
	にぎわい拠点
	うるおい健幸軸
	河川
	スマートインターチェンジ検討地

